

○ 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付12構改D第284号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関して、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）<u>の定めによる</u>ほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>第1 農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関して、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）<u>に定めるもの</u>のほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>第2 都道府県知事は、施行規則第4条の規定に基づき申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。</p>	<p>第2 都道府県知事は、施行規則第4条の規定に基づき申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。</p>
<p>第4 都道府県知事は、交付規則第3条第1号イ又はロに掲げる場合に同条第1号の規定により農林水産大臣（<u>農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。）</u>）<u>にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））</u>の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号による災害復旧事業補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣（<u>農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。）</u>）<u>にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>第4 都道府県知事は、交付規則第3条第1号イ又はロに掲げる場合に同条第1号の規定により農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号による災害復旧事業<u>計画等</u>変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第5 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣（<u>農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。）</u>）<u>にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）</u>の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣（<u>農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。）</u>）<u>にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）</u>）に提出しなければならない。</p>	<p>第5 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第6 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第2号により正副2部を当該年度の1月31日までに農林水産大臣（<u>農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。）</u>）<u>にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）</u>）に提出しなければならない。ただし、農地及び農業用施設にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）、共同利用施設にあっては</p>	<p>第6 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第2号により正副2部を当該年度の1月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、農地及び農業用施設にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）、共同利用施設にあっては農林水産省<u>経営</u>局長、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができ</p>

ては農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができるものとする。

第7 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出するに当たって第2ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。））にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。））に報告するとともに、その返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設（農業に係るものに限る。））にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。））に報告しなければならない。

3 （略）

第9 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第8までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別記様式第1号

平成 年度都道府県営（団体営）災害復旧事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県（都道府）知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった平成 年度都道府県営（団体営）災害復旧事業補助金について変更したいので、農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第4の規定により、下記の関係書類を添えて申請する。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

ものとする。

第7 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出するに当たって第2ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第2ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第6条の規定に基づき事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第3号により速やかに農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。））、林地荒廃防止施設、林道及び漁業用施設にあっては農林水産大臣に報告するとともに、その返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

3 （略）

第9 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第3から第8までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別紙の様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別記様式第1号

平成 年度都道府県営（団体営）災害復旧事業計画（補助計画）変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県（都道府）知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった平成 年度災害復旧事業計画（補助計画）について変更したいので、農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第4の規定により、下記の関係書類を添えて申請する。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

【漁業用施設】 (略)

【共同利用施設】 (略)

別記様式第3号

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県(都道府)知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知があった平成
年度都道府県営(団体営)災害復旧事業補助金について、農地等に係る災害復旧事業費補
助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 (略)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 (略)

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
こと。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定
収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[(注) (略)]

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
こと。

- ・ (略)
- ・ (略)

・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事
業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免
税事業者であることを確認できる資料

- ・ (略)

・ 事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特
定収入の割合を確認できる資料

別紙様式(第9関係)

合 計

注 (略)

【漁業用施設】 (略)

【共同利用施設】 (略)

別記様式第3号

平成 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

県(都道府)知事 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった平成
年度災害復旧事業について、農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱第7の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
- 4 (略)

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付す
ること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特
定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記
載

[(注) (略)]

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
こと。

- ・ (略)
- ・ (新設)
- ・ (略)

・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する
特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式(第9関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者 の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) (略)

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) (略)

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター (平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。